

2026年3月27日

受益者及び投資家の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「ドイチェ・ライフ・プラン 30／50／70」
約款変更決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「ドイチェ・ライフ・プラン 30」、「ドイチェ・ライフ・プラン 50」、「ドイチェ・ライフ・プラン 70」（以下それぞれを「各ファンド」といいます。）の信託期間を 2027 年 2 月 10 日（水）までとする約款変更に関しまして、2026 年 2 月 18 日（水）現在の各ファンドの受益者の方を対象に、法令及び信託約款の規定に基づき異議申立ての受付を行いました。

その結果、各ファンドにおいて、異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が 2026 年 2 月 18 日（水）現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでしたので、当初の予定どおり 2026 年 4 月 1 日（水）に約款変更を行い、2026 年 4 月 22 日（水）付で信託期間を 2027 年 2 月 10 日（水）までとすることとなりましたのでご案内申し上げます。

各ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

＜今後の取得申込み及び解約請求の受付について＞

以下のとおりの取扱いとさせていただきます。

取得申込みの受付	2026年3月30日（月）まで（注）
解約請求の受付	2027年2月9日（火）まで

（注）積立等の定時定額買付の取扱いは販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。また、確定拠出年金での取扱いについては、運営管理機関等にお問合せ下さい。

＜換金のお申込みに関する留意点＞

解約請求の受付最終日は 2027 年 2 月 9 日（火）までとなりますが、解約請求の受付最終日以前の解約請求であっても、他の受益者の解約状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、解約請求としてお取扱いすることができず、解約請求の受付の中止及び既に受付けた解約請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の解約請求によるご換金よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具